

介護老人保健施設夕なぎケアセンター運営規程（施設サービス）

（規定の目的）

第1条 社会福祉法人夕凧会が開設する介護老人保健施設夕なぎケアセンター（以下「当施設」という）が実施する介護保険施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という）に対し、介護保険法の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、入所者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。

7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、別に定める社会福祉法人 夕凧会の「個人情報保護規定」により管理し保護することとし、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとする。個人情報の外部提供（不特定多数の人が閲覧できる環境にあるホームページなどへの情報掲載を含む）を行う場合は入所者またはその代理人の了解を得ることとする。ただし、以下の場合は本人またはその代理人の了解なく個人情報を提供する場合がある。

（1）法令に基づく場合（統計調査等）

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（災害、事故の際の安否情報など）

（3）公衆衛生の向上または高齢者の健全な生活の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（高齢者虐待情報など）

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるが、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設 夕なぎケアセンター |
| (2) 開設年月日 | 平成9年8月1日 |
| (3) 所在地 | 岡山市東区宿毛 745-1 |
| (4) 電話番号 | 086-946-2600 |
| (5) FAX 番号 | 086-946-2603 |
| (6) 管理者名 | 森宏志 |
| (7) 事業者番号 | 3350180133 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次の通りとし、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 薬剤師 | 調剤薬局と契約 |
| (4) 看護、介護職員 | 27人以上 |
| (5) 支援相談員 | 1人以上 |
| (6) PT、OT、ST | 1人以上 |
| (7) 管理栄養士 | 1人以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (9) 調理員 | 厨房委託業者と委託 |
| (10) 事務員 | 2人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等を行うほか、入所者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (PT、OT、ST) は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。また、給食会議を主催するとともに委託業者への指導を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続き及び、入所者身体状態の委託調査を行う。
- (10) 調理員は安全、安心を第一に衛生管理を行い、入所者の状態に応じた形態の食事を提供し、食の楽し

みを提供する。

(11) 事務職員は、主として金銭の出納、介護報酬請求業務、各種事務手続きを行う。

(利用定員)

第7条 当施設の入所定員は80人とする(多床室64床、従来型個室16床)。

(サービスの内容)

第8条 当施設のサービスは居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護、リハビリテーション並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を次の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、施設サービス費等の額は介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 利用料として、居住費・食費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、負担限度額段階(第1段階から第3段階②まで)毎に、法令の定める限度額の範囲内で支払いを受ける。

	従来型個室		多床室	
	食費	居住費	食費	居住費
第1段階	300	490	300	0
第2段階	390	490	390	370
第3段階①	650	1,310	650	370
第3段階②	1,360	1,310	1,360	370

(身体の拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第10条 当施設は、介護保険施設サービスの提供に当たっては、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等必要な事項をケア記録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような

適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 12 条 当施設の利用にあたっての留意事項を次の通りとする。

- (1) 面会は 9:00 から 20:00 までとし、面会者は備付けの伝票に必要事項を記載し、面会者用の名札を着用して出入することとする。ただし、感染症のパンデミック等の特別な場合は、行政機関、保健所の指導のもと、面会を禁止もしくは制限する場合がある。
- (2) 消灯時間は 21:00 とする。
- (3) 外出・外泊は医師の許可を得た上で行う。外泊は原則として月 6 日とする。
- (4) 飲酒は原則禁止だが、施設管理医師による医学的許可があり、かつ集団生活上の問題がない場合に限り職員の管理のもとにこれを認める場合がある。その場合の飲酒量は医師の判断により許可された量を限度とする。また契約違反の場合、施設の判断のもとこれを禁止できる。
- (5) 喫煙は健康増進法に則り、敷地内全面禁煙とする。
- (6) 火気の取り扱いを禁止する。
- (7) 設備・備品の利用は業務遂行に支障のない限りこれを認める。
- (8) 所持品・備品などの持ち込みは、他の入所者の迷惑にならないような身の回りの品に限りこれを認める。
- (9) 金銭・貴重品の管理は原則として事務所で行う。
- (10) 外泊時等の施設外での受診は、緊急の場合を除きこれを認めない。
- (11) 宗教活動は、他の入所者の迷惑にならない身の回りの活動に限りこれを認める。
- (12) ペットの持ち込みはこれを禁止する。
- (13) 入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (14) 他入所者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者あるいは、管理者が指名した職員を充てる。
- (2) 火元責任者には事業所責任者を充てる。ただし厨房は事業所と委託契約した業者の職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び消防訓練（消火・通報・避難）…… 年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法の徹底…………… 随時
 - ③ 非常時の飲料水、及び食料の備蓄を行う。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続

的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第 15 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行うとともに義務付けられた行政機関、入所者の家族等への報告を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的な専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 当施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
 - 5 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 6 前 5 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第 16 条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
 - （2）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （3）虐待防止のための指針を整備する。
 - （4）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - （5）前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
 - （6）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、介護保険施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

- 第 17 条 当施設は、入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（職員の服務規律）

- 第 18 条 当施設職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留保すること。
- （1）入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人夕凧会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を随時行うこととする。

(個人情報保護)

第 24 条 個人情報については、別に定める社会福祉法人 夕凧会の「個人情報保護規程」により管理し保護することとする。

(苦情解決体制の保護)

第 25 条 当施設は、介護保険施設サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設ける。

2 当施設は、介護保険施設サービスの提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当施設は、提供した介護保険施設サービスに係る入所者の苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用料の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 介護保険施設サービスに関連する政令及び通知、岡山市例規並びに本運営規程定に定めのない、運営に関する重要事項については社会福祉法人 夕凧会と当施設管理者が協議して定めるものとする。

5 事業所の会計と他の事業所の会計は区分する。

6 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。また、介護保険施設サービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(付則) この規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別に定める料金表

介護老人保健施設 夕なぎケアセンター

入所者から当施設にお支払いいただく利用料は次の通りである。

記

居住費	多床室 377 円／日 従来型個室 1,688 円／日
食費	1,445 円／日
おやつ代	70 円／食
日用品費	実費
教養娯楽費	実費
理美容代	1,500 円／回（カットのみの場合） ベッドサイド、顔剃り、パーマ、染色等は別途実費
洗濯代（入所者の私物にかかる洗濯代）	3,200 円／15 日以内 6,400 円／16 日～31 日
個人的電気製品仕様電気代	1 種類ごとに 各 50 円／日
予防接種代金	最高 6,500 円／回

その他、介護保険法で施設提供が義務付けられているもの以外で、個人が購入したものの実費を当施設が立て替えて支払った場合、その実費分を利用料に加えて請求する場合がある。

以上